

【ロシア】クリミアのロシア編入に関する一連の立法動向

海外立法情報課 小泉 悠

* 2014 年 3 月、ロシアがウクライナ領クリミアの編入を宣言したことにより、一連の法改正や法律の制定が実施された。これにはクリミア編入に伴うロシア側の法的手続と、現地の振興や住民・公務員の生活向上などが含まれる。

1 クリミア問題の経緯

2014 年 2 月、ウクライナの首都キエフにおける反政府デモが大規模な政変に発展し、当時のヤヌコーヴィチ政権に代わって旧反体制派を中心とする暫定政権が発足した。しかし、ウクライナ領クリミア半島のクリミア自治共和国及びセヴァストポリ特別市（ロシア海軍黒海艦隊の拠点がかかるなど特殊な重要性を持った地域であることから、市でありながら他の州や自治共和国と同等の権限を与えられている都市を指す。セヴァストポリ以外には首都キエフが特別市に指定されている）は暫定政権の正統性を認めず、3 月 11 日には「クリミア共和国」として独立を宣言した。

さらに「クリミア共和国」は、ロシア政府に対してクリミアをロシア連邦に編入するよう要請し、3 月 18 日、ロシア側がこの要請に応える形で「クリミア共和国」をロシア連邦の一部として編入することを宣言した。ウクライナ及び欧米諸国は、これがロシアの軍事介入によるものであるとして非難しているものの、ロシア側は軍事介入の事実を否定し、あくまでもクリミアの自発的意思を尊重した結果であると主張している。

2 クリミア編入に関する法改正

クリミアのロシア領編入に関しては、2014 年 2 月 28 日、野党「公正ロシア」が「外国領土をロシア連邦の連邦構成主体として編入する法律」の法案を議会に提出した。同法案は、外国の政府との間に合意が存在しない場合でも、当該国の一部地域の住民がロシア連邦への編入を住民投票で決議した場合には、ロシア連邦の構成主体（州、共和国、連邦市、自治区等）として編入することができると規定していた。しかし、3 月 17 日、「公正ロシア」は同法案を撤回した。撤回理由は明らかにされていない。

3 月 21 日には、連邦憲法法（憲法の規定に関連する事項を規定した連邦法であり、通常の連邦法に優越する効力を有する）2014 年度第 6 号「ロシア連邦へのクリミア共和国の編入並びにクリミア共和国及びセヴァストポリ連邦市をロシア連邦構成主体とする法律」（注 1）が制定され、「クリミア共和国」のロシア連邦への編入が規定された。この法律によってロシア連邦憲法第 65 条が改正され、「クリミア共和国」を構成していたクリミア自治共和国及びセヴァストポリ特別市が、それぞれクリミア共和国及びセヴァストポリ連邦市としてロシア連邦の一部と規定された。

以上の変更に伴い、ロシア連邦構成主体の総数は 83 から 85 へと増加した。また、ロシアの上院にあたる連邦院の議員は各連邦構成主体から 2 名ずつ選出されることになってい

るため、連邦院議員の定数も従来の 166 名から 170 名へと増加した。

3 ロシアへの編入に伴う一連の具体的措置

3月31日、プーチン大統領はクリミアの編入に伴う具体的措置に関して、一連の大統領令を発出した（ロシア連邦憲法の規定により、大統領令は連邦法と同等の効力を有する）。

第1に、大統領令 2014 年度第 190 号「クリミア問題省について」によってクリミア問題省が設置された。同省はクリミア共和国及びセヴァストープル特別市のロシア連邦への統合を効率的に実施することを主要な任務とし、今後は国家プログラム「クリミア発展計画」の策定及び実施監督を担当する。クリミア半島は電気・ガス・水道などのインフラの大部分をウクライナ本土に依存している上、産業面でもウクライナ本土からの観光客に大きく依存しているため、今後は「クリミア発展計画」に基づき、インフラ整備や独自の産業育成などを進めると見られる。初代クリミア問題相にはオレグ・サヴェリエフ（Oleg Savel'ev）元経済発展省次官が任命された。

第2に、大統領令 2014 年度第 192 号「クリミア共和国及びセヴァストープル連邦市における年金受給者に対する国家的補助のための施策について」により、両地域に居住する年金受給者への年金支給額増加が規定された。2014 年 5 月分から段階的に増額し、2014 年 7 月以降は 2013 年 4 月までの支給額と比較して倍額が支給される。

第3に、大統領令 2014 年度第 193 号「クリミア共和国及びセヴァストープル連邦市の地方自治体職員、政府職員及び公的機関職員の給与増額について」によって一般公務員の給与がロシア連邦内における同じ職種の平均給与と同水準に引き上げられた。また、大統領令第 194 号「クリミア共和国及びセヴァストープル特別市において特定の任務についている市民に対する社会保障に関する施策について」によって、軍人や治安機関職員の給与も同様の基準で引き上げられた。

4月2日には、金融に関する一連の連邦法が施行された。連邦法 2014 年度第 37 号「移行期間におけるクリミア共和国及びセヴァストープル連邦市の金融機関に関する特例措置について」では、クリミア半島内で活動している銀行その他の金融機関に対し、2015 年 1 月 1 日まではロシア連邦政府の営業許可を持たずに営業を行うことが認められた。また、連邦法第 39 号「クリミア共和国及びセヴァストープル特別市における預金者の権利保護について」では、ウクライナ系銀行の口座が凍結された場合に備え、70 万ルーブル（約 210 万円）までの預金をロシア政府が全額補償することが規定された。

注（インターネット情報は 2014 年 4 月 18 日現在である。）

- (1) Федеральный конституционный закон от 21 марта 2014 г. N 6-ФКЗ, *О принятии в Российскую Федерацию Республики Крым и образовании в составе Российской Федерации новых субъектов - Республики Крым и города федерального значения Севастополя.*

<<http://kremlin.ru/acts/20625>>